

北部浄化センター
汚泥有効利用施設整備運営事業
(債務負担行為)

実施方針（案）

令和7年3月

神奈川県大和市

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）

実施方針（案）

目 次

第 1 事業の内容に関する事項	1
1 事業名称	1
2 事業の対象となる施設	1
3 事業場所	1
4 公共施設等の管理者の名称	1
5 事業目的及び概要	1
6 事業方式	2
7 契約の形態	2
8 事業期間及びスケジュール	2
9 事業の対象となる業務範囲	3
10 事業者の収入	5
11 本市が活用を予定している交付金について	5
12 関係法令等の遵守	5
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 事業者の募集及び選定方法	6
2 募集及び選定のスケジュール(予定)	6
3 参加資格の確認	7
4 最優秀受注候補者の選定に関する事項等	10
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1 リスク分担の基本的な考え方	12
2 事業者の責任の履行に関する事項	12
3 本市による実施状況の確認	12
4 性能未達の場合等の損害賠償等	12

第4 本事業の対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項13

- 1 本事業の対象施設の立地等に関する事項----- 13
- 2 本事業の対象施設の規模及び配置----- 13

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項----- 14

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項14

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項----- 14

- 1 法制上及び税制上の措置----- 14
- 2 財政上及び金融上の支援----- 14
- 3 その他の支援 ----- 14

第8 その他必要な事項----- 15

- 1 参加に伴う費用 ----- 15
- 2 本実施方針（案）に関する問合せ----- 15
- 3 質問に対する回答 ----- 15
- 4 連絡先 ----- 15

本実施方針（案）では、次のように用語を定義する。

- 「本事業」とは、大和市（以下「本市」という。）北部浄化センターにて、汚泥有効利用施設の設計・建設及び北部浄化センターにおける維持管理・運営を実施する「北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）」をいう。
- 「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。
- 「維持管理・運営」とは、北部浄化センターの運転管理、保全管理及び改築更新を事業者の責任において適切に実施し、施設を健全に保ち、本事業を営むことをいう。
- 「運転管理」とは、事業契約に基づいた性能を発現するために、北部浄化センターを安定的かつ安全に運転し、管理することをいう。
- 「保全管理」とは、事業契約に基づいた性能を維持するために、北部浄化センターの劣化防止、劣化測定及び劣化回復の諸機能を担う日常的及び定期的な計画、点検、検査、修繕などの管理を行うことをいう。
- 「改築更新」とは、事業契約に基づいた性能を維持するために、劣化して使用困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいう。「下水道施設の改築について」（令和４年４月１日・国水下事第６７号 下水道事業課長通知）に示される「小分類」単位以上を取り替えることをいう。
- 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- 「法令等の変更」とは、法令等が制定又は改廃されることをいう。
- 「事業契約」とは、汚泥有効利用施設の設計・建設及び北部浄化センターの維持管理・運営に当たり、本市と事業者が締結する契約をいう。
- 「事業契約書等」とは、基本協定、基本契約、設計・建設工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約、資源化物売買契約等の契約書をいう。
- 「基本協定」とは、事業契約の締結に向けた双方の協力等について定めることを目的として、本市と最優秀受注候補者が締結する協定をいう。
- 「基本契約」とは、事業者の本事業を一括で発注するために、本市と最優秀受注候補者及び最優秀受注候補者が設立する運営事業者間とで締結する契約をいう。
- 「事業提案書」とは、本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- 「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、評価基準、事業契約書等（案）及び様式集をいう。
- 「最優秀受注候補者」とは、評価の結果、優先交渉権を与えられた者をいう。
- 「企業グループ」とは、複数の企業からなるグループをいう。
- 「参加者」とは、本事業に参加する単独企業又は企業グループをいう。
- 「構成企業」とは、参加者を構成する企業をいう。
- 「代表企業」とは、構成企業の中から、参加者を代表して参加手続等を行う者をいう。
- 「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいう。
- 「SPC」とは、本事業の実施を目的として事業者により設立される会社（Special Purpose Company）をいう。
- 「評価委員会」とは、本市が設置する「北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）」に係るプロポーザル評価委員会」をいう。

- 「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。

第1 事業の内容に関する事項

1 事業名称

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）

2 事業の対象となる施設

名称 大和市北部浄化センター

3 事業場所

大和市下鶴間 2698 番地

4 公共施設等の管理者の名称

大和市長 古谷田 力

5 事業目的及び概要

本事業は、老朽化した大和市北部浄化センター焼却施設の更新検討を踏まえ、更なる温室効果ガスの削減のため消化工程を導入するとともに、発生汚泥の有効利用を目的とする。

また、より一層の効果をを得るため、水処理を含めた北部浄化センター全体での維持管理・運営を行う。

なお、本事業は事業者のノウハウを活用し、効果的に実施するため、汚泥の有効利用先の確保及び処理・処分を含んだ包括的民間委託として 25 年間行う。

項目	概 要
事業者の業務 及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日から令和 13 年 3 月まで 維持管理・運営業務：令和 8 年 10 月から令和 33 年 9 月まで
北部浄化セン ターにおける 処理方式	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮→消化→脱水→資源化
汚泥有効利用 施設の対象物	北部浄化センターの発生汚泥 中部浄化センターからの脱水汚泥 地域バイオマス（食品残渣）
施設規模	北部浄化センター： 処理水量：37,500 m ³ /日（R8～R33 年） 対象汚泥量：297t/日（消化タンク投入汚泥量） 中部浄化センター受け入れ脱水汚泥量：41.5～35.3t/日（R8～R33 年） 地域バイオマス（食品残渣）受け入れ量：2.0t/日（上記対象汚泥量に含む）

設計・建設対象施設	【設計・建設対象施設】 ア 消化設備 イ 資源化施設（炭化・乾燥等） ウ バイオマス受け入れ施設 エ その他関連施設の建設及び改築 【撤去対象施設】 ア 焼却炉（施設規模：60t/日×1 炉・50t/日×1 炉） イ その他関連施設
維持管理・運営対象施設	北部浄化センターにおける水処理・汚泥処理 一式 （大規模修繕は含めず。包括的民間委託のレベルは Lv2.5 を想定） （ただし、本事業で整備する施設の事業期間内において性能保証上必要な措置を含む）

※ 消化工程の導入に伴い、既設脱水機のうち、耐用年数を超過している No.4 脱水機について更新を想定。その他の機種については提案による。

【既設脱水機】

No. 1 脱水機：回転加圧型、ろ過面積 1.5 m²、φ 1200×1ch、総合 4.45kW 以下

No. 3 脱水機：回転加圧型、ろ過面積 3.0 m²、φ 1200×2ch、総合 9.0kW 以下

No. 4 脱水機：回転加圧型、ろ過面積 3.0 m²、φ 1200×2ch、総合 9.7kW 以下（改築予定）

6 事業方式

本事業は、汚泥有効利用施設の設計・建設及び水処理も含めた浄化センターの維持管理・運営を事業者委ねる DBO 方式で行うことを想定している。

北部浄化センターの維持管理・運営期間は、25 年間とする。なお、事業者は SPC を市内に設立、もしくは JV を組成、もしくは単独で維持管理・運營業務を行うものとする。

7 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、設計・建設工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る設計・建設工事請負契約及び、運営事業者と本事業に係る維持管理・運營業務委託契約、売買契約を締結する。

8 事業期間及びスケジュール

(1) 設計・建設

契約確定日から令和 13 年 3 月 31 日まで（試運転期間含む。）

(2) 維持管理・運営

令和 8 年 10 月 1 日から令和 33 年 9 月 30 日まで

(3) 維持管理・運営開始までのスケジュール(予定)

令和7年度下期	基本協定の締結
令和8年度上期	基本契約の締結
令和8年度上期	設計・建設工事請負契約の締結
令和8年度上期	維持管理・運營業務委託契約、売買契約の締結
令和8年度中期	維持管理・運営開始

(4) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了後も北部浄化センターは継続利用することを踏まえ、要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。また事業期間終了の5年前を目途に北部浄化センターの取扱いについて、市と協議を開始する。

9 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「募集要項等」に示すとおりとする。

(1) 事業者が行う業務の範囲

ア 汚泥有効利用施設の設計・建設業務

(ア) 汚泥有効利用施設の設計業務

- ① 設計業務（関連する施設改造、増設及び撤去対象施設の設計を含む。）
- ② その他関連業務（汚泥有効利用施設の建設に必要な許認可等の取得及び届出の提出。）
- ③ 各種申請に関する業務（国の交付金の申請手続き支援を含む。）

(イ) 汚泥有効利用施設の建設業務

- ① 土木工事
- ② 建築工事
- ③ 機械設備工事
- ④ 電気設備工事
- ⑤ その他必要な工事（場内整備、各種責任分界点までの取合工事）
- ⑥ 撤去工事（焼却施設、焼却施設関連施設、その他改造・改築に伴う施設等）
- ⑦ 工事監理
- ⑧ 工事進捗状況の市への報告
- ⑨ 試運転業務
- ⑩ その他関連業務（汚泥有効利用施設の稼働に必要な許認可等の取得及び届出の提出。）
- ⑪ 各種申請に関する業務（国の交付金の申請手続き支援を含む。）

イ 北部浄化センターの維持管理・運營業務

- ① 水処理施設を含む北部浄化センターすべての運転操作及び監視業務
- ② 測定等に関する業務

- ③ 建築物又は工作物等の保守管理業務
- ④ 設備保守管理業務
- ⑤ エネルギー管理業務
- ⑥ 安全衛生管理業務
- ⑦ 防災及び保安業務
- ⑧ ユーティリティー等の調達管理業務
- ⑨ 資源化物の有効利用業務（※１）
- ⑩ 脱水汚泥の受入れ
- ⑪ バイオマスの受入れ
- ⑫ 維持管理・運営対象範囲の清掃
- ⑬ 維持管理・運営状況の本市への報告
- ⑭ 北部浄化センター見学者の対応に関する協力
- ⑮ 各種申請に関する業務
- ⑯ 契約終了時の引継業務
- ⑰ その他本事業を実施する上で必要な業務

※ １ 本市は下水汚泥を事業者に供給し、事業者は汚泥有効利用施設において製造された資源化物を市から 1 t あたり 100 円を下限として買い取り、維持管理・運営期間を継続して全量有効利用することとする。なお、事業提案書の提出時に、次の書類を提出すること。

・資源化物の有効利用先として契約を予定する企業の一覧（関心表明等）

（２）本市が行う業務

ア 汚泥有効利用施設の設計・建設業務

- ① 事業用地の確保
- ② 汚泥有効利用施設に関わる国の交付金手続き
- ③ 汚泥有効利用施設の建設及び稼働に必要な許認可等の取得及び届出の提出（本市が取得又は提出すべきものに限る）
- ④ 汚泥有効利用施設の設計及び建設の監督及び検査
- ⑤ モニタリング
- ⑥ その他必要な業務

イ 北部浄化センターの維持管理・運営業務

- ① 各種責任分界点までの維持管理・運営
- ② 責任分界点までの脱水汚泥の運搬
- ③ 責任分界点までの地域バイオマスの運搬
- ④ 業務実施状況の確認
- ⑤ モニタリング
- ⑥ その他必要な業務

10 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は募集要項等において示す。

ア 汚泥有効利用施設の設計・建設業務に係る対価

本市は、汚泥有効利用施設の設計・建設業務の対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて、建設事業者に支払う。

イ 汚泥有効利用施設の維持管理・運営業務に係る対価

本市は、次に示す北部浄化センターの維持管理・運営業務の対価を維持管理・運営期間にわたって運営事業者に支払う。

(ア) 固定費相当分

維持管理・運営業務に係る対価のうち、固定費相当分については、維持管理・運営期間にわたって運営事業者月に 1 回、各年度で同額を支払う。

(イ) 変動費相当分

維持管理・運営業務に係る対価のうち、変動費相当分については、維持管理・運営期間にわたって運営事業者月に 1 回支払う。

(ウ) 修繕費相当分

維持管理・運営業務に係る対価のうち、修繕費相当分については、毎年度の出来高に対して募集要項等に示す事業年度ごとの上限額の範囲内で支払う。

ウ 資源化物の有効利用による収入

事業者は、汚泥有効利用施設において製造された資源化物を維持管理・運営期間を通じて全量買い取り、有効利用することとする。なお、この有効利用に際して得られた収入は、全て事業者の収入とする。

11 本市が活用を予定している交付金について

本事業で設計・建設する各施設は、下水道事業に係る国の交付金の活用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

12 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令等の具体名称は、募集要項等に示すものとする。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性に配慮した上で事業者を選定する。

事業者の募集及び選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

2 募集及び選定のスケジュール(予定)

時 期	内 容
令和7年3月下旬	実施方針（案）の公表、質疑受付開始
令和7年4月15日午後5時まで	実施方針（案）質疑受付期限
令和7年5月上旬	実施方針（案）の質疑への回答と修正版及び募集要項等の公表、現場説明会参加受付開始
令和7年6月上旬	現場説明会参加受付期限
令和7年6月中旬～令和7年7月中旬	現場説明会(1回)※1 後プロポーザル参加受付開始
令和7年7月中旬～令和7年11月下旬	技術的対話の実施(期間中に1～2回を想定)※2
令和7年10月下旬	プロポーザル参加受付期限
令和7年11月上旬	参加資格の確認(1次審査結果通知)、事業提案書の受付開始
令和7年12月上旬	事業提案書の提出期限
令和7年12月上旬～令和7年12月下旬	事業提案書の確認
令和8年1月上旬	プロポーザル実施(2次審査)
令和8年2月上旬	入札選考委員会(集中審議)…最優秀受注候補者決定の承認
令和8年2月中旬	最優秀受注候補者へ通知
令和8年2月下旬	基本協定の締結
令和8年4月上旬	基本契約及び各種契約の締結、本事業開始(設計・建設工事)
令和8年10月1日	維持管理・運営業務開始(既存施設)
令和33年9月30日	本事業終了

※1 出席を参加資格要件の一つとする。

※2 希望者に限る。

3 参加資格の確認

(1) 参加資格の確認

本事業の参加者は、参加資格の要件を全て満たすこと。

なお、参加資格要件は変更となる可能性がある。詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

また、参加者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(2) 参加者の構成

ア 参加者は、単独企業又は企業グループとする。

イ 参加者は、代表企業を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る参加手続を行う。

なお、単独企業の場合は当該企業が本事業に係る参加手続を行う。また、代表企業は本市との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行う。

ウ 参加者は、参加資格確認申請時に各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明示する。

エ 参加者が JV または SPC を形成する場合の詳細については、後日公表する募集要項等に示す。

オ 構成企業は他の参加者の構成企業となることはできない。

カ 同一の参加者が複数の事業提案を行うことはできない。

(3) 参加者の参加資格

ア 共通の参加資格

(ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(イ) 参加資格確認申請書の提出日から最優秀受注候補者の選定の日までの間に、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていないこと。

(ウ) 大和市暴力団排除条例(平成 23 年大和市条例第 4 号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(エ) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しないものであること。

(オ) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、2 年以内に銀行又は電子交換所の取引停止処分を受けているとき、6 月以内に手形又は小切手の不渡り(支払い資金の不足を事由とするものに限る。)があるとき等。ただし、本市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。

(カ) 評価委員会の委員及び委員を辞した者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

(キ) 本事業のアドバイザー業務に関係している次の者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

- ・株式会社 日水コン
- ・三浦法律事務所

イ 汚泥有効利用施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項

建設事業者のうち汚泥有効利用施設のプラントの設計・建設を行う者は、構成員となること。

(ア) 汚泥有効利用施設の設計・建設を行う構成企業のうち 1 社以上が次の要件を満たすこと。

- ・ 大和市契約規則に基づく入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者、かつ、営業種目が「機械器具設置」の登録がされている者であること。ただし、名簿に登録されていない者は、資格確認書類提出日までに当該資格の認定を受けること。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく「機械器具設置工事業」のほか、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」等の本事業に必要な建設業許可を有していること。
- ・ 本事業において担当する工事の種類について、建築業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の結果の総合評価値が下記点数以上であること。

【経営事項審査の結果の点数】

機械設備工事：機械器具設置工事1,100 点以上

- ・ 本事業における担当工事について、下記の施工実績を元請（共同企業体として受注した場合にあっては、出資比率 20 パーセント以上の者に限る。）として有すること。

【施工実績】

過去 10 年以内に、日本国内の公共事業で水処理能力 30,000m³/日以上以上の規模を有する下水道終末処理場の汚泥処理施設の工事を元請として施工した実績を有する者。ただし、長寿寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。

- ・ 本事業で対応する許可業種に係る専任の監理技術者又は専任の主任技術者を配置できること。また、工期途中での業種変更は不可とする。
- ・ 本事業で対応する設計業務に対して、下水道法第 22 条で規定された資格を有する者を配置できること。

ウ 北部浄化センターの維持管理・運営に必要な参加資格に関する事項

運営事業者から北部浄化センターの維持管理・運営業務を受託する者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 北部浄化センターの維持管理・運営を行う全ての構成企業が次の要件を満たすこと。

- ・ 資格者名簿に登録されている者、かつ、営業種目が「污水处理施設等保守管理委託」細目「下水道処理施設」の登録がされている者であること。
- ・ 下水道法施行令第 15 条の 3 で規定する資格を有する業務責任者、副業務責任者を専任で配置できること。
- ・ 関係法令に基づき、業務を遂行する上で、必要な資格者を配置できること。

- 過去 10 年以内に、日本国内の公共事業で水処理能力 30,000 m³/日以上以上の規模を有する下水道終末処理場の維持管理・運営業務を元請として 1 年以上継続して履行した実績を有する者。

エ 参加資格の確認

資格確認基準日は資格確認書類提出日とする。

4 最優秀受注候補者の選定に関する事項等

(1) 評価

事業提案書の評価は、評価委員会において行う。この評価結果を踏まえ、本市が最優秀受注候補者を決定する。

評価委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、評価委員会の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

(2) 評価内容

後日公表する評価基準に示す。

(3) 評価結果の通知及び公表

評価結果は、参加者に文書で通知する。

また、結果は本市ホームページで公表する。

(4) 提出書類

参加者より提出された書類は返却しない。

また、提出書類は、評価として使用する以外は、無断で使用しない。

(5) 事業契約の締結

本市は、評価により決定した最優秀受注候補者と基本協定を締結し、これに基づき基本契約及び設計・建設工事請負契約の締結に向けた協議を行う。基本協定若しくは基本契約に関する協議が整わない場合又は基本契約の締結までに最優秀受注候補者若しくはその企業グループの構成企業のいずれかの者が募集要項等に規定する参加資格の要件に該当しないこととなった場合、本市は他の参加者と協議を行うことができる。その場合、評価結果の順位が高い者から協議を行う。

本市と事業者は、基本協定、基本契約及び設計・建設工事請負契約を締結した後、維持管理・運営の開始までに維持管理・運營業務委託契約及び売買契約を締結する。

(6) 構成企業の変更

ア 構成企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、参加者の構成企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該参加者を評価の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降、参加者の構成企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更」という。）は、原則として認めない。

イ 構成企業の変更に係る特例

(㉞) 参加資格確認基準日から事業提案書の提出期限の最終日の前日まで

本市は、参加資格確認基準日以降に参加者が構成企業の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

本申請を行おうとする参加者は、当該申請の前に本市と協議を行わなければならない。

(㉟) 事業提案書の提出期限の最終日から最優秀受注候補者決定日まで

本市は、事業提案書提出日以降に参加者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で参加者が構成企業の変更を申請したときは、提案内容の継続性を考慮し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、最優秀受注候補者決定日までにこれを承認する。

本申請を行おうとする参加者は、当該申請の前に本市と協議を行わなければならない。

(7) 著作権

事業提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、評価結果の公表等、本事業に関し本市が必要と認める場合には、本市は必要な範囲において無償で利用することができる。

(8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている機器、材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った事業者が負う。

(9) 資料の公開

本市は、事業者の選定後、必要に応じて事業者の提出書類（選定されなかった参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、事業者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく事業者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については本市と各参加者との間で協議する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体が、適正にリスクを分担することを基本とする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

予想される本市と事業者のリスク分担は、別紙「リスク分担表」による。詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、誠意を持って責任を履行する。詳細については募集要項等で示す。

3 本市による実施状況の確認

本市は事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書及び事業提案書の内容に適合しているかを確認するため、事業の実施状況について確認を行う。詳細については募集要項等で示す。

4 性能未達の場合等の損害賠償等

詳細については募集要項等で示す。

第4 本事業の対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業の対象施設の立地等に関する事項

汚泥有効利用施設の立地等の概要は、次のとおりである。

なお、詳細は募集要項等に示す。

(1) 位置

神奈川県大和市下鶴間 2698 番地

(2) 都市計画区域

都市計画区域内

(3) 用途地域

市街化調整区域(建ぺい率 50% 容積率 100%、道路斜線：1.25、隣地斜線：1.25)

(4) 本事業の対象敷地面積

約 35,400 m²

2 本事業の対象施設の規模及び配置

本事業の対象施設は募集要項等に示す。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を本市と事業者の合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が事業を実施するに当たり、法令等の変更により、法制上又は税制上の措置が適用される場合は、改正された法令等の措置に従う。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金等の取扱い

本市は、本事業で建設する汚泥有効利用施設に対して下水道事業に係る国の交付金等を活用することを想定している。

(2) 事業者が受ける金融支援

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう協力を行う。

3 その他の支援

事業者が事業を実施するに当たり、必要な許認可等に関し、本市は必要に応じて協力を行う。

第8 その他必要な事項

1 参加に伴う費用

事業への参加に伴う費用は、全て参加者の負担とする。

2 本実施方針（案）に関する問合せ

「実施方針（案）」別紙の様式に記入し、提出期限までに「4 連絡先」に示すメールアドレスへ電子メール(添付ファイル形式)により送るものとする。電子メール以外の受付は行わない。

なお、本市が質問書を受信したときは、質問書の各提出者に対して、3 開庁日以内に電子メールにより受信確認通知を行う。本市からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。

質問書の提出に際して、電子メールの件名は「【質問】北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業に関する質問（企業名）」とすること。

提出期限は令和7年4月15日（火曜日）午後5時までとする。

提出された質問書のうち、本市において確認が必要と判断したものについて、本市は質問書を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

質問及び回答は原則として公表する。ただし、質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問等について個別回答を希望する場合は、提出期限前までに別途相談すること。

3 質問に対する回答

提出された質問等に対する回答は、令和7年5月上旬に本市ホームページで公表する予定である。

4 連絡先

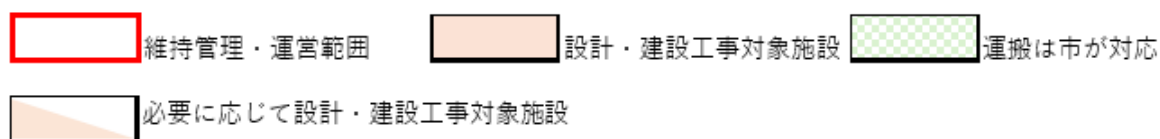
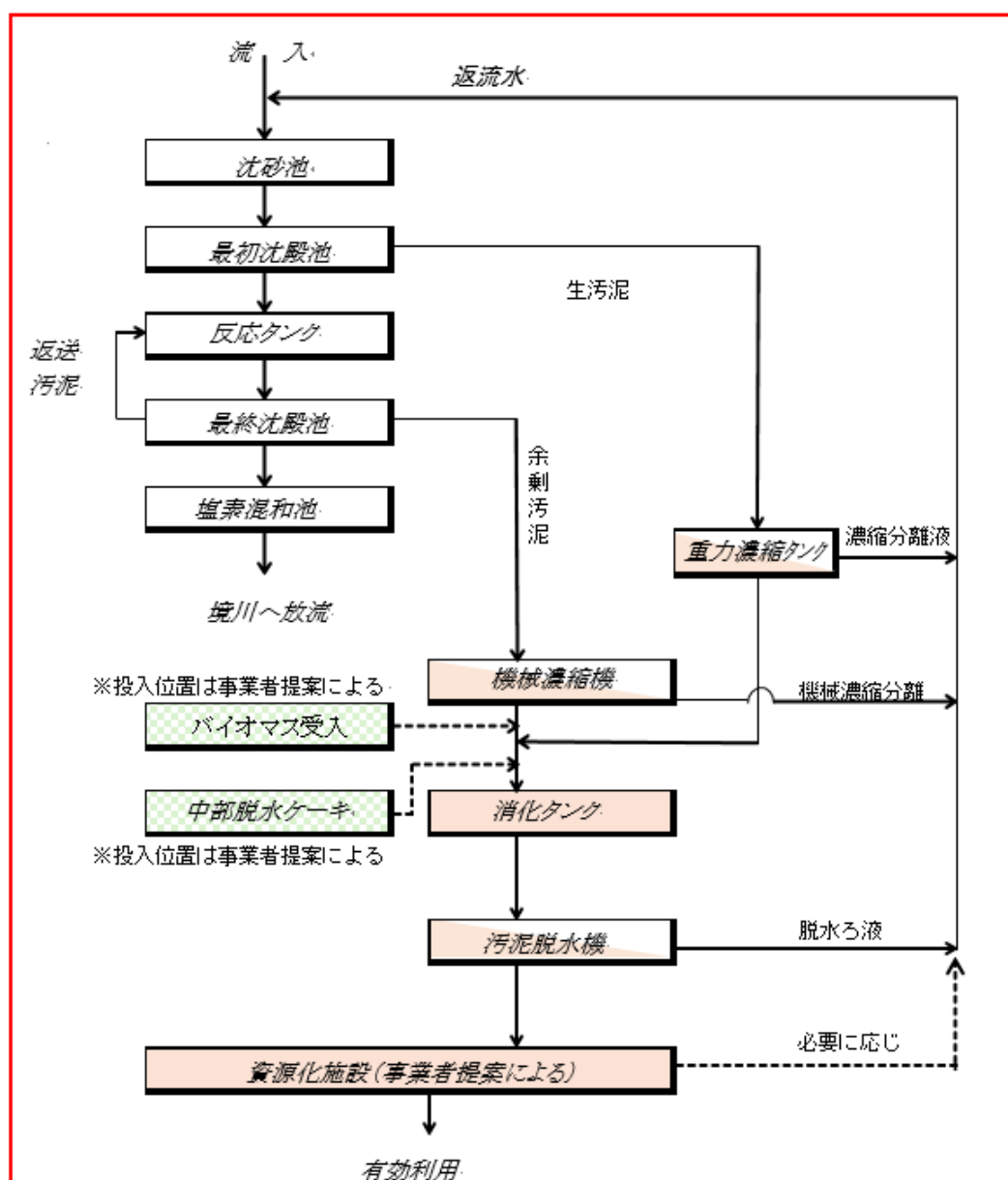
〒 242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

大和市 下水道・河川施設課 処理場施設係

電 話 046-260-5473

電子メール ka_gsise@city.yamato.lg.jp

【参考：事業スキーム】



リスク分担表 1/2

種類			内容	負担者	
				市	事業者
共通事項	制度変更	法令変更	本事業にかかる根拠法令、許認可の新設・変更によるもの 本事業のみならず広く一般に適用される法令変更によるもの	○	
		税制変更	消費税の変更、事業者に課される税金のうち、その利益にかかる税以外の税制変更によるもの	○	
			本事業に関する新税の成立、税制変更によるもの（法人の利益にかかる税、消費税を除く）	○	
			法人の利益にかかる税の変更によるもの		○
		許認可リスク	市が取得すべき許認可等の取得の遅延によるもの	○	
	事業者が取得すべき許認可等の取得の遅延によるもの			○	
	社会動向	地域対応	本事業の実施に対する地域の要望等に関するもの	○	
			事業者が実施する業務による地域の要望等に関するもの		○
		環境保全	事業者が行う業務による環境問題（周辺への環境悪化、振動・騒音・地盤沈下・臭気等）		○
		第三者賠償	市の行なう業務により第三者に与えた損害	○	
			事業者が行なう業務により第三者に与えた損害		○
		第三者からの損害	市の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
	事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害			○	
	経済動向	物価変動	事業期間中の物価変動によるもの	○	△ ※1
	債務不履行		市の帰責事由により事業中止、遅延、債務不履行の場合のもの	○	
			事業者の帰責事由による事業放棄、破綻、遅延、あるいは事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合のもの		○
	不可抗力		不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等	○	△ ※1
	募集要項等		募集要項等の誤り、内容の変更によるもの	○	
	応募コスト		入札参加費用に関するもの		○
	契約締結		市の帰責事由により契約を締結できない、契約締結が遅延するなど	○	
			事業者の帰責事由により契約を締結できない、契約締結が遅延するなど		○
	安全確保		本事業の実施における安全性の確保		○
	特許		事業者の提案内容に含まれる特許権等の対象となる事業手法、施工方法、維持管理方法等の使用によるもの		○
	構成員・協力企業		構成員・協力企業の能力不足等による事業悪化		○
	設計段階	測量・調査等	市が実施した測量・地質調査等の不備によるもの	○	
事業者が実施した測量・地質調査等の不備によるもの				○	
設計費増大		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
		事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○	
設計変更		市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○		
		事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○	
用地		本事業用地における、市が提示した情報からは予見不可能と合理的に判断される地盤、地質、土壌汚染及び埋蔵物によるもの	○		

※1 原則市の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する。

リスク分担表 2/2

種類			負担者	
			市	事業者
建設段階リスク	工事完了遅延	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
	工事費の増大	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
	条件不適合	施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良含む）ことによるもの		○
	契約不適合リスク	契約不適合責任に係る権利行使期間内に発見された、当該施設に関する契約の内容への不適合に関するもの		○
		契約不適合責任に係る権利行使期間終了後に発見された、当該施設に関する契約の内容への不適合に関するもの	○	
維持管理・運営段階リスク	要求水準未達	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の不備・変更によるもの		○
	施設損傷	市の帰責事由により施設損傷が損傷した場合	○	
		当該施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な運営・維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷		○
		事業者の実施する運営・維持管理業務の不備等による当該施設以外の施設損傷		○
		市及び第三者の帰責事由による当該施設の施設損傷	○	
	施設改修	市の帰責事由により施設改修が必要となった場合	○	
		要求水準の未達等、事業者の帰責事由により施設改修が必要となった場合		○
	費用増加	市の帰責事由により施設改修が必要となった場合	○	
		事業者の提案内容、設計・建設業務、運営・維持管理業務の不備・変更によるもの		○
	中部浄化センターからの脱水汚泥性状の変動リスク	市の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		事業者の実施する運営・維持管理業務の不備等による当該施設以外の施設損傷		○
	地域バイオマス性状の変動リスク	市の帰責事由により地域バイオマス性状が変動し、処理に影響を与える場合	○	
	資源化物の利用リスク	利用先の確保及び利用先への供給責任		○
	汚泥資源化物の製造に関するリスク	市の帰責事由により資源化物の製造が行われない場合	○	
		事業者の帰責事由により資源化物の製造が行われない場合		○
	汚泥資源の買取りに関するリスク	市の帰責事由により資源化物の買取りが行われない場合	○	
		事業者の帰責事由により資源化物の買取りが行われない場合		○
	資源化物の運搬・貯蔵・利用に関するリスク	市の指示・変更によるもの	○	
		適正な資源化物の運搬、貯蔵、利用、利用後の影響に関する責任・費用負担		○
		資源化物を利用することに対する利用先周辺の対応		○
終了時	終了手続き	事業終了時の手続きに要する費用負担		○
		事業終了時の諸手続きに係る市の事由によるコスト増大リスク	○	